

荒尾市出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民団体等が主催する集会等に市職員を講師として派遣し、当該職員が市政に関する事項をわかりやすく説明すること（以下「出前講座」という。）により、市政に関する市民の理解や関心を深めるとともに、意見を広く聴くことで今後の市政運営に反映することを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座を受講することができる者は、市内に在住、在勤又は在学する者が過半数で構成する10人以上の団体とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(出前講座の内容)

第3条 出前講座の内容は、毎年見直しを図り、市長が別に定めるものとする。

(実施時間)

第4条 出前講座を実施することができる時間は、平日の午前9時から午後9時まで並びに土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の午前9時から午後5時までのうち2時間以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は開催しないものとする。

(実施会場)

第5条 出前講座の会場は、市内とし、出前講座を受講しようとする市民団体等の代表者（以下「申請者」という。）が確保しなければならない。

(申請)

第6条 申請者は、出前講座を受講しようとする日の14日前までに、市長に対し、荒尾市出前講座受講申請書（様式第1号）により申請しなければならない。

(実施の可否)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、申請のあった日の翌日から起算して7日以内に、出前講座の実施の可否を決定し、その旨を荒尾市出前講座実施承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実施決定の取消し)

第8条 市長は、前条の規定により出前講座の実施を決定した場合において、第1条に規定する集会等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該出前講座の実施承認決定を取り消すことができる。

- (1) 政治又は宗教に関わる活動を目的としたものであるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とした事業等を行うおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が出前講座の実施が適当でないとき。

(申請事項の変更)

第9条 申請者は、第7条の規定により出前講座の実施の決定を受けた場合において、申請事項に変更が生じたときは、直ちに市長に対し、荒尾市出前講座申請事項変更届出書(様式第3号)により届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(申請事項の変更の承認)

第10条 市長は、前条の規定により、変更の届出があったときは、その内容を審査した上で、当該変更の可否を決定し、その旨を荒尾市出前講座申請事項変更承認(不承認)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(費用負担)

第11条 出前講座に係る講師の派遣料及び資料代は、無料とする。

- 2 会場借上費その他の出前講座の実施に係る費用については、申請者が負担しなければならない。

(実績報告)

第12条 出前講座の講師を務めた職員は、講座終了後7日以内に、荒尾市出前講座実績報告書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(事務の所管)

第13条 出前講座の総括事務に係る事務は、総務部総合政策課において処理する。

- 2 出前講座の申請の受付に係る事務及び実施の可否に係る事務は、出前講座所管課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第49号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第58号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。